

第1章 はじめに

1 計画改定の趣旨

「ギャンブル等」については、それにのめり込むことにより依存症となり、本人及びその家族等の日常生活や社会生活に支障が生じる場合があります。

また、そうした状況の悪化により多重債務、家庭内暴力、自殺、犯罪等重大な社会問題を引き起こすこともあることから、「ギャンブル等依存症^{※1}」の問題は個人の問題ではなく、社会全体で捉えるべき問題であると言えます。

一方で、ギャンブル等依存症は、心理的な要因やギャンブル等を行いやすい環境的要因等から誰でもなる可能性があるにもかかわらず、ギャンブル等依存症に関する正しい知識が未だ多くの人に理解されているとは言えない状況にあります。

また、ギャンブル等依存症は、適切な支援や治療を受けることにより回復^{※2}が十分可能であるにもかかわらず、本人が病気と認めがらない特徴や、周囲の誤解から、早期発見・早期治療につながっていない方が多くみられます。

こうした中、国では、平成30(2018)年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法（以下「基本法」という。）」を施行し、平成31(2019)年4月には、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

また、令和4(2022)3月には、基本計画策定から3年が経過したことに伴い、ギャンブル等依存症に関する環境変化や国による実態調査の結果、施策の評価等を踏まえ、基本計画が改定されています。

本県においても、基本法第13条に基づき、令和3(2021)年3月に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第1期）」を策定しました。

このたび、計画期間が満了することから、県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、ギャンブル等依存症の発症・進行・再発防止、回復に向けた切れ目ない支援の充実を図るため、「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を改定します。

※1 本計画における「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等へのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態のことをいいます。

※2 本計画における「回復」とは、その人本人が現状より改善した状態を指します。なお、回復の内容や方法は人それぞれ異なります。

なお、平成27(2015)年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 略称SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も平成28(2016)年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

2 計画の性格

(1) 位置づけ

基本法第13条に基づく、「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」であり、本県のギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るための県計画です。

(2) 関連計画との整合

県が策定した次の主な計画等や他の個別計画等と整合を図り、取組を進めていきます。

- ・新かながわランドデザイン
- ・神奈川県保健医療計画
- ・かながわ健康プラン21
- ・神奈川県アルコール健康障害対策推進計画
- ・神奈川県再犯防止推進計画
- ・神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画
- ・神奈川県地域福祉支援計画
- ・かながわ青少年育成・支援指針
- ・かながわ自殺対策計画

3 計画期間

計画期間は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

4 計画の対象

対象区域は県内全市町村とし、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等だけでなく、全ての県民を対象とします。

5 ギャンブル等依存症について

(1) ギャンブル等依存症とは

依存症とは、アルコールや薬物等、特定の物質を摂取することや、ギャンブル等やゲームなど、特定の行動にのめり込み、心身への問題や社会生活への支障が生じることをいいます。

依存症は、特定の物質の摂取や行為を繰り返し行うことで脳の回路が変化^{※1}して、自分の意思でコントロールすることができず、やめたくてもやめられなくなり、回復のためには、長期的かつ継続的な治療や支援が必要となります。

「ギャンブル等」とは、法律の定めるところにより行われる公営競技（競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走）、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸（偶然に得られる成功や利益を当てにすること）行為をいいます。

その他射幸行為には、宝くじ、スポーツくじが含まれます。

また、賭け麻雀、オンラインカジノやブックメーカー^{※2}などは、ギャンブル等であると同時に違法性の高い行為です。

※1 脳内にドーパミンという物質が放出され、中枢神経が興奮して快感や多幸感を得て、これを「報酬」と認識すると、その報酬を求める脳の回路が働きあがります。これが繰り返されると、脳が刺激に慣れ、更に強い刺激を求めていくようになるとともに、脳の思考、創造性や自己抑制を担う部位（前頭前野）の機能が低下して、自分の意思でコントロールすることができなくなり、やめたくてもやめられなくなります。

※2 イギリスで始まったスポーツ賭け（スポーツベッティング）と、それを提供する事業者。日本のJリーグやプロ野球、大相撲などを含む、世界中のあらゆるスポーツが賭けの対象になっています。

「ギャンブル等依存症」は、医学的には「病的賭博 (F63.0) ※1」と呼ばれ、正式には、世界保健機関により令和4(2022)年に^{しへき}嗜癖行動症群に改名・分類されました。

嗜癖には、大きく分けて、アルコールや薬物等、特定の物質を過剰摂取してしまう「物質依存」と、ギャンブル等やゲームなど、特定の行為に必要以上にのめり込んでしまう「行動嗜癖」の2つの種類があります。

ギャンブル等依存症などの行動嗜癖は、心理的な要因や、その行為を行いやすい等環境的な要因、家庭環境等の要因が関わると言われており、誰でもなる可能性があり、ギャンブルの開始年齢が低いほど、陥りやすい傾向があります。

※1 世界保健機関 (WHO) の国際疾病分類 ICD-10 では、「病的賭博 (F63.0)」という名前で、「習慣および衝動の障害 (F63)」に分類されている。なお、WHOは、ICD-10を改訂し、ICD-11を発表している。ICD-11では、病的賭博はギャンブル行動症と改名され、「物質使用又は嗜癖行動症群」、つまり行動嗜癖に分類されています。

「病的賭博 (F63.0 Pathological gambling)」の診断ガイドライン (ICD-10 より一部抜粋)

- (a) 持続的に繰り返される賭博
- (b) 貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

ギャンブル行動症 (gambling disorder) 診断に必須の特性

- 1 持続的または反復的なギャンブル行動のパターンで、これはオンライン (すなわち、インターネットまたはそれに類する電子ネットワークを介する) 場合もオフラインの場合もある。パターンは下記の全てによって示される。
 - ・ギャンブル行動に関する制御障害 (たとえば、開始、頻度、強度、時間、終了、状況について)。
 - ・ギャンブルの優先度が増しており、他の生活の楽しみや日常活動よりもギャンブルが優先される程に至っている。
 - ・悪影響が出ている (たとえば、度重なる関係性の断絶、度重なりかつ深刻な経済的損失、職業上または学業上の影響、健康への悪影響) にもかかわらず、ギャンブルが持続またはエスカレートしている。
- 2 ギャンブル行動は持続するパターンもエピソード的に繰り返されるパターンもあるが、いずれの場合も長期間にわたっている (たとえば、12 カ月)。
- 3 ギャンブル行動は、個人生活、家族生活、社会生活、学業、職業あるいは他の重要な機能領域において明確苦痛または障害を引き起こしている。

また、ギャンブル等依存症は、検診や一般的なメンタルヘルスの質問では評価できないため、周囲に気づかれにくいとされています。さらに問題が露わになった場合には、その問題がギャンブル等依存症の本人の意志の弱さのせいだとして、しばしば周囲に非難されるため、ギャンブル等依存症の本人は支援を求めず、問題を隠してしまい、更に問題が悪化してしまう傾向にあります。このような現状が、ギャンブル等依存症の本人が、自身の問題と向き合うことや、相談や医療、そして自助グループや回復支援施設等^{※1}の当事者支援を含めた回復支援から遠ざけています。

本計画では、基本法上の定義による「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」を「ギャンブル等依存症」とし、対策を進めます。

※1 「自助グループや回復支援施設等」には、当事者団体や家族会などの民間支援団体も含まれます。

コラム『オンラインカジノについて』

近年、インターネット上でギャンブルを行う、いわゆる「オンラインカジノ」を利用し、多額の借金を抱えたり、ギャンブル等依存症になってしまう方の増加が懸念されています。

【危険性】

公営競技やぱちんこと異なり、オンラインカジノはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境があればいつでも、休みなくギャンブルを続けることができます。

ネット広告の掲載や、無料体験版から有料版へのアクセスを促すなど、さまざまな方法でオンラインカジノへの誘引が行われています。

お金を賭ける際も、クレジットカードや電子決済、スマートフォンのキャリア決済などが使えることから、手元に現金がなくてもギャンブルを行うことができ、結果として賭け金や借金の額が大きくなりやすいと言われています。

また、スマートフォンアプリなどでの課金に慣れている若い方の中には、オンラインカジノにおいてもお金を賭けることへのハードルが低い方も多く、注意が必要です。

【違法性】

他国においてはオンラインカジノの運営を認めている国もあることから、「海外の事業者が合法的に運営しているものであれば国内でこれを利用しても犯罪にならない」というホームページや広告を見かけることがあります。

しかし、海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、国内からそれにアクセスして賭博を行うことは違法であり、検挙された事例もあります。

警察庁、神奈川県警察本部においても、国内からオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であるとして、ポスターを作成するなどして注意を呼び掛けています。



(警察庁 HP より)

(2) ギャンブル等依存症に関連する諸問題

「ギャンブル等依存症」には様々な背景があり、本人だけでなく、その家族等の生活にも支障を生じさせ、のめり込んだ結果として、以下のような問題にもつながる可能性があることから、早期の対応が重要です。

ア 多重債務

賭金を確保するために、複数の金融機関等から借金を重ね、返済が困難になる場合があります。

イ 貧困

賭金を確保するために、生活費を使い込み、生活が困窮する場合があります。

ウ 家庭内暴力

ギャンブル等での負けが続くことによる不安や、更にギャンブル等を行いたい欲求に伴う切迫感などから、些細なことで情緒不安定になり、子どもや配偶者等、家庭内での暴力に及ぶ場合があります。また、ギャンブル等依存症の本人も家庭内での暴力を受けている場合が少なくありませんが、この場合は本人のギャンブルで周囲に迷惑をかけているという罪悪感から表面化しにくい傾向があります。

エ 犯罪

賭金を確保するために、横領や窃盗等の犯罪を犯す場合があります。
また、ギャンブル等にのめり込むことにより、違法賭博等の犯罪行為を行う場合があります。

オ 自殺

ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題が解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

カ 他の精神障害

ギャンブル等依存症の本人には、発達障害、知的障害、うつ病、不安障害、トラウマ関連障害などの他の精神障害を抱えている場合があります、それらの障害への対応が重要となる場合があります。

また、ギャンブル等依存症が嵩じて、うつ病や不安障害を引き起こし、状況が悪化すると自殺に至る場合もあります。

キ ケアラー・ヤングケアラー※¹

ギャンブル、アルコール、薬物等の依存症の本人を支えるケアラー・ヤングケアラーは、過度なケア負担により、自分の望む人生や日々の暮らしが送れなかったり、社会との接点がなくなり孤立に追い込まれたりする可能性があります。

※1 ケアラーとは、介護や看病を必要とする身近な人をケアしている人のことで、ギャンブル、アルコール、薬物等への依存に問題を抱える本人をケアしている家族なども含まれます。